平成２７年（フ）第９号
新潟県三条市嘉坪川２丁目３番22―１号
債務者　佐藤　伸一
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１３号
新潟県加茂市大字後須田1448番地９
債務者　鈴木　英子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２１号
岐阜県多治見市生田町１丁目42番地の４
債務者　小森　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第５号
京都府綾部市八津合町片山63番地　岸本進方
債務者　岸本　里巳
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
堺市堺区南花田口町１丁１番11号　アミューズ堺406号
債務者　水本キヨノ
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
堺市中区平井28番地９
債務者　大川麻利子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁17番22号
債務者　髙**原**　友子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
北海道帯広市東１条南４丁目９番地２　ル・テール３号
債務者　小澤　真美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
北海道帯広市西14条南34丁目５番地７　ショコラM28―201
債務者　籠山富久美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
岩手県滝沢市葉の木沢山356―15、住民票上の住所盛岡市高松１丁目21番14号
債務者　井上　修子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８５号
盛岡市中屋敷町６番12号　谷藤アパート202号
債務者　釜谷　政信
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第８７号
盛岡市津志田15地割29番地18　コーポふじ102号、旧住所盛岡市三本柳４地割８番地13サンライフ都南Ａ―101号
債務者　佐藤　緑子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９１号
盛岡市東中野字立石105番地１
債務者　石川　梨絵
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２号
新潟県上越市子安1682番地県営子安住宅Ａ棟24号
債務者　大山　愛子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１４９３号
大阪府吹田市岸部南２丁目19番６号
債務者　林　　理恵
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４４４号
大阪市鶴見区放出東３丁目13番２号　203
債務者　田中　　宏
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８２３号
大阪府八尾市青山町５丁目８番10―Ｅ号
債務者　新園　孝治
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２号
大阪市生野区舎利寺２丁目６番９号
債務者　山崎　利香
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部